

周南市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
周南市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年9月21日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会
委員長 小林 雄 二

周南市議会会議規則の一部を改正する規則

周南市議会会議規則(平成15年周南市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第16条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の周南市議会会議規則の規定は、平成24年9月5日から適用する。

(参 考)

周南市議会会議規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(修正の動議) 第 16 条 修正の動議は、案を備え、理由を付け、<u>法第 115 条の 2</u> (修正の動議)の規定によるものについては賛成者 3 人以上(発議者 議者が連署し、その他のものについては賛成者 3 人以上(発議者 を含む。)が連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>(修正の動議) 第 16 条 修正の動議は、案を備え、理由を付け、<u>法第 115 条の 3</u> (修正の動議)の規定によるものについては賛成者 3 人以上(発議者 議者が連署し、その他のものについては賛成者 3 人以上(発議者 を含む。)が連署して、議長に提出しなければならない。</p>